別記1-2

介護施設等の整備に関する事業(在宅・施設サービスの整備の加速化分)

1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。

2 対象事業

- (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業
 - ア 地域密着型サービス等整備助成事業

(ア)に掲げる施設等(サテライト型居住施設・事業所を含む。)を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人 が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を 行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事 業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

(ア)対象施設等

a 地域密着型(定員29人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショー

トステイ用居室 (ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)

- b 小規模(定員29人以下)な介護老人保健施設(ユニット型を基本としつつ、 地域における特別の事情も踏まえるものとする。)
- c 小規模(定員29人以下)な介護医療院
- d 小規模(定員29人以下)な養護老人ホーム(地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム)
- e 小規模(定員29人以下)の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス (ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)
- f 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)」第34条の規定に定める都市型軽費 老人ホーム(都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65㎡(収納 設備を除く)以上とすることが望ましい。)
- g 認知症高齢者グループホーム
- h 小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を 含む。以下同じ。)
- i 定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所
- j 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- k 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設(主として 当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施 設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。 また、設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)への配慮や障害者や 子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情 が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。)
- I 小規模(定員29人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。以下同じ。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(ただし、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限る。)

(イ) 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。((5)の事業を除き、以下同じ。)

整 備 区 分	整備内容
創 (開 設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
增築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備を すること。
改 築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。)なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すがどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増 改 築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同 一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

(ア) 大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム
- b 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設

- c 広域型(定員30人以上)の介護医療院
- d 広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム
- e 広域型(定員30人以上)の軽費老人ホーム

(イ) 整備区分

a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備 区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修 が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、 屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修 が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設 備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3)施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4)避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6)消防法及び建築基準法等関係法 令の改正により新たにその規定 に適合させるために必要となる 改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。) について、消防法令等が改正されたことに伴い、 新たに必要となる設備の整備
(7)消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第7

3号)第2条第2項の規定に基づき指定された 豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な 消融雪設備の整備

都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指 定している区域に設置されている施設の防災対 策上、必要な補強改修工事や設備の整備等

(9)施設の改修整備

施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸 物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等 の基盤整備を図るための改修工事

(10)その他施設における大規模な 修繕等

- (注) 一定年数は、おおむね10年とする。
- b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分 ごとに掲げる整備内容をいう。

	整 備 区 分	整備内容
耐震化		地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の
		耐震補強のために必要な補強改修工事

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床の際に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費)を支援する事業を対象とする。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援 介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修 繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、別記2の(28)ロの介護ロ ボット導入支援事業及びハのICT導入支援事業において対象となっている機器等 を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とな

らない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地 確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払い として授受されたものに限る。)を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間 の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借 料を支払い得る財源が確保されていること。
- 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が 当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設(定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等)を整備する場合においては、当該敷地につい ても補助対象とする。

なお、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限るものとする。

(4) 民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等(以下「介護施設等整備法人等」という。)のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下「都道府県等」という。) とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府 県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

- (ア)介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所(地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等)であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
- (イ) (ア) で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法 人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人(過去の決算書、監査の結果に 重大な指摘がない等)であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
- (ウ) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。
- (エ)選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及 び連絡先等について紹介をすること。
- (オ)本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

イ 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

- (ア)介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・ 金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。
- (イ)介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。
- (ウ) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。
- (エ) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。
- (オ)介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用

希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、 介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを都道府県、市町村又 は介護施設等に配置する。

- (ア) 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
- (イ) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、都道府県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など都道府県及び市町村と連携するととともに、都道府県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。
- (ウ) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材(外国人を含む。)を確保するため、イに掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備 (居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備 等) は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ 床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を 勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。) 類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- (ウ) 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員なければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者(オーナー) が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事

業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ)介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (力) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ)介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿舎を整備する事業を含む。
増 築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をする こと。
改築	現在定員の増員を行わずに、既存の宿舎を取り壊して、 新たに宿舎を整備すること。(一部改築を含む。) ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この 場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増 改 築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに あわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)※1、※2について同上。
改 修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

3 助成額の算定方法

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表 1 - 2 の第 1 欄に定める施設等の区分ごとに、第 2 欄に定める配分基礎単価に第 3 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 4 欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表 1-2の(3)及び(5)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち(1)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を 乗じて得た額
沖縄振興特別措置法(平成14年法律 第14号)第4条に規定する沖縄振興計 画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を 乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行	特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

う場合)		
南海トラフ地震に係る地震防災対策の 推進に関する特別措置法(平成25年法 律第87号)第12条第1項に規定する 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実 施される事業のうち、同項第4号に基づ き政令で定める施設(取壊し費用含む)	特別養護老人ホームケアハウス	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

(3) 豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき 指定された特別豪雪地帯又は離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開 発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和4 4年法律第79号)若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づく離島 等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に0.08を乗じて得 た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当 たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

- ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進 拠点としての機能を果たすもの。
- イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるも の。
- エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築 に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うも の。
- カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における

雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと 認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集 約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた 取組に資するもの。

また、都市計画法(昭和43年法律第100号)の改正に伴い、令和4年4月以降、災害レッド ゾーン(都市計画法第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区 域内の土地。以下同じ)における介護施設等の新規整備ができなくなる予定であることを踏ま え、令和3年度以降は、災害レッドゾーンにおける施設の移転改築整備等が進むよう、以下のと おりの取扱いとする。

- ① 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。
- ② 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすること。

別表 1-2 配分基礎単価

(1)地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設さ	2,000~4,480千円	********	-
れるショートステイ用居室	の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000~56,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
ルナロサガナン人を共伝。中国内	25,000~56,000 千円	+ /. =⊓¥+	-
・小規模な介護医療院	の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活	2,000~4,480千円	整備床数	
介護の指定を受けるもの)	の範囲で都道府県知事が定める額	金州/文	
・都市型軽費老人ホーム	1,790 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老
・認知症高齢者グループホーム	15, 000~33, 600 千円	施設数	人ホーム等の整備(施設
	の範囲で都道府県知事が定める額 15.000~33.600 千円		の整備と一体的に整備さ れるものであって、都道
· 小規模多機能型居宅介護事業所	の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	府県知事が必要と認めた
· 定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護事業所	5,940 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	整備を含む。)に必要な 工事費又は工事請負費及
- 手推小担性女性处刑尺字人群审类正	15,000~33,600 千円	₺∕≂₽₽₩₩	び工事事務費(工事施工
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	のため直接必要な事務に
• 施設内保育施設	11,900 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム			費、印刷製本費及び設計
又はサービス付き高齢者向け住宅であって、	2,000~4,480 千円	整備床数	監督料等をいい、その額
特定施設入居者生活介護の指定を受けるも の)	の範囲で都道府県知事が定める額		は、工事費又は工事請負 費の2.6%に相当する
介護施設等の合築等			額を限度額とする。)。
			ただし、別の負担(補
・別記1-2の2の(1)アの事業対象施設と 合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の 配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	助)金等において別途補 助対象とする費用を除
空き家を活用した整備			き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認
・認知症高齢者グループホーム			められる委託費及び分担 金及び適当と認められる
· 小規模多機能型居宅介護事業所	8,910 千円		購入費等を含む。
• 看護小規模多機能型居宅介護事業所	の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター			
 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規			
・特別養護老人ホーム			
	1 100 エロ		
	1,128千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			
テンサースサートフサーのファ が			

注)施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
態能設等の開設時、増末時及び再開設時(改築時)に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			7	
・介護老人保健施設				
· 介護医療院	839 千円			
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け 住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			特別養護老人ホーム	
定員29名以下の地域密着型施設等			等の円滑な開所や既	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ 用居室			施設の増床、介護療型医療施設から介護	
・小規模な介護老人保健施設			人保健施設への転換際に必要な需用費、	
・小規模な介護医療院		定員数 ※小規模多機能	用料及び賃借料、備 購入費(備品設置に	
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	839 ↑円	型居宅介護事業 所及び看護小規	無人質(偏品設直) う工事請負費を含 む)、報酬、給料、	
・認知症高齢者グループホーム	の範囲で都道府県知事が定める額	模多機能型居宅	受力、報酬、和科、報 員手当等、共済費、賃 金、旅費、役務費、委 託料又は工事請負費。	
· 小規模多機能型居宅介護事業所		介護事業所にあ っては、宿泊定		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所		員数とする。		
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・定期巡回・「随寺対応型訪問介護看護事業所	14,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・都市型軽費老人ホーム	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・小規模な養護を人木一ム	420千円 の範囲で都道府県知事が定める額			
・施設内保育施設	4,200 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
節設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・I C T の導入に必要な	経費			
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室]	
・介護老人保健施設			特別養護老人ホー	
- 介護医療院	420 千円		等の大規模修繕の際: あわせて行う、介護ロボット・I C T の導力 に必要な経費(令和5年5月10日老総発 0510第1号・老高発 0510第1号・老振発	
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け 住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
定員29名以下の地域密着型施設等			0510 第 1 号厚生労働 老健局総務課長・高	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ 用居室			者支援課長・振興課長 通知「地域医療/護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。	
・小規模な介護老人保健施設		. =		
・小規模な介護医療院		定員数 ※小規模多機能		
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受ける もの)	420 千円	型居宅介護事業 所及び看護小規		
・認知症高齢者グループホーム	の範囲で都道府県知事が定める額	模多機能型居宅		
· 小規模多機能型居宅介護事業所		介護事業所にあっては、宿泊定		
· 看護小規模多機能型居宅介護事業所		員数とする。		
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				

- 5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数
		の範囲で都道府県知事が定める額	
. 4	都市型軽費老人ホーム	210 千円	
- 1	即归至牲員七八八一厶	の範囲で都道府県知事が定める額	定員数
l	小規模な養護老人ホーム	210 千円	足貝奴
'	1%が実は食道を入れ一ム	の範囲で都道府県知事が定める額	
. +	施設内保育施設	2, 100 千円	施設数
- "	INTERNATION OF THE PROPERTY O	の範囲で都道府県知事が定める額	川凹点又多义

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価が定められていない地域においては、同定資産税評価率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額の2分の1	3 補助率	は 対象経費 に関係して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

・地域包括支援センター	
・生活支援ハウス	
・緊急ショートステイ	

(4) 民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等の マッチング支援	5,610千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実 施するために必要な賃金、旅
・整備候補地等の確保支援	4,590 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	費、謝金、会議費、印刷製本 費、備品購入費等
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

注)介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事

業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の
・特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(パルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3	整備(宿舎の整備と を構と を構と をする。整体 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 のの額を をする。 のの額を をする。 のの額を をする。 のの額を をする。 のの額を をする。 のの額を に、 をする。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 のののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 のの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 の。
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指 定を受けるもの)			
・認知症高齢者グループホーム			
· 小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
· 看護小規模多機能型居宅介護事業所			る費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			められる委託費及び 分担金及び適当と認 められる購入費等を 含む。

注)いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。